

実施要項に関する質疑回答

質疑No.	ページ番号	質疑事項	回答
1	P. 2 5 (1)	設計事務所と施工会社のJVとした場合、設計監理費と工事費の金額比率と同一のJV比率にする必要はありますでしょうか。	設計事務所と施工会社のJVの場合、乙型JV（役割分担型）となり、各構成員が担当業務を分担するため、JVの出資比率と金額比率を一致させる必要はありません。
2	P. 2 5 (1)	JVの場合、JV比率に制限はありますでしょうか。	乙型JVの場合、出資比率に制限はございません。ただし、甲型JVの場合は、茨木市特定建設工事共同企業体事務取扱要領のとおり、構成員の最低出資比率は30%となります。
3	P. 2 5 (1)	JV構成員の数には制限がございますでしょうか。例えば設計事務所2社（建築と音響等）と施工会社1社といった形態は可能でしょうか。	JVを組成する場合、その構成員数は2社となります。構成員の形態は問いません。
4	P. 2 5 (1)	5. (1) 参加者の構成等2行目「単独企業または2社」とありますが2社以上と理解しても宜しいでしょうか。	JVを組成する場合、その構成員数は2社となります。構成員の形態は問いません。
5	P. 3 5 (2) カ	施工実績とする建物の用途は制限がありますでしょうか。	制限はありません。
6	P. 3 5 (2) カ	5. (2) カの内容で構成員のいずれかの会社の実績があれば宜しいでしょうか。	代表構成員となる企業が実績を有している必要があります。
7	P. 3 5 (3)	(3) 設計業務の構成員は5. (2) カは適用外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	P. 4 5 (4)	実施体制の中で専任としてコリンズに登録され、他の業務と兼務してはいけない役割はどれが該当しますか。	現場代理人及び建設業法で規定する主任技術者・監理技術者が該当します。
9	P. 4 5 (4) 及び 評価基準 P. 2別表1	() 書きにて上記以外の配置技術者は協力業者からの配置を可とする、とありますが、設計主任技術者と監理業務主任技術者のことで間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	P. 4 5 (4) 及び 評価基準 P. 2別表1	上記質疑No. 9の質疑で間違いない場合、評価基準別表1、④の配置技術者の実績はJV構成員でなく、協力会社の実績でも加点となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	P. 4 5 (4) 及び 評価基準 P. 2別表1	統括責任者、現場代理人の同種・類似実績は現場担当者として関わった実績でも可能でしょうか。	担当者として携わった実績も可とします。ただし、携わったことを証明する資料の添付を求めます。
12	P. 4 5 (4)	(4)の統括責任者は設計業務開始時点でもCORINS登録必要となりますでしょうか。	統括責任者に関しては、CORINS登録は必須ではありません。（統括責任者をCORINS登録する場合は、担当技術者として登録してください。）ただし現場代理人や監理技術者に関しては工事着手までに登録が必要です。

質疑No.	ページ番号	質疑事項	回答
13	P. 4 5 (4)	5. (4) 設計主任技術者(分野ごと)と監理業務主任技術者(分野ごと)は何らかの資格が無しでも可と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	P. 4 5 (4)	設計主任技術者(建築、構造、設備)は協力会社からの配置を可と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	P. 6 7 (1)	電気・空調換気設備の竣工図は交付資料としていただけないでしょうか。現地確認及び技術提案での資料作成にて必要なため。	申し出に応じて提供いたします。
16	P. 7 8 (4)	現地確認の際、協力会社の参加は可能でしょうか。	協力会社の参加も可能です。上限は5名までとなります。
17	P. 8 10 (3)	10. (3) エ確認できる資料は5. (3) アイ④より担当者名の提出までは不要と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準に関する質疑回答

質疑No.	ページ番号	質疑事項	回答
1	P. 8 2 (2)	設計期間中に激しい変動が確認される単価については国交省の工事請負契約25条が適用されると考えてよろしかったでしょうか。	国交省 公共工事標準請負契約約款 第二十六条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)は適用されますが、詳細は協議によります。

様式に関する質疑回答

質疑No.	様式名	質疑事項	回答
1	様式4-2 参加資格確認書	代表構成員の欄に統括責任者としての記載がありますが、統括責任者は代表構成員から選任する必要がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。